

ブース出展要綱

一 例会趣旨

我々の住むまちでは、まちの魅力を発信する取り組みが、行政を中心とした様々な団体で行われています。しかし、市民ニーズが多様化する現代において、諸団体が魅力を発信するだけでは限界があります。長年、まちづくりやまちへの奉仕に携わってきた四日市青年会議所として、まちの人たちを巻き込み、まちの人たち自身も魅力の発信源となる必要があります。

四日市青年会議所とパートナーシップを組み、ともに地域を盛り上げるとともに、さらにこのまちの良さを知り好きになってもらうために本例会を実施いたします。

二 例会テーマ

例会テーマ

「四日市の魅力発見！リアルすごろくゲーム」

三 出展条件

①基本条件

1. 例会趣旨に賛同していただける方。
2. 三泗地区在住または三泗地区に事業所があること。
3. 安全な食材または物産を使用し、関係法令を遵守し適正な商品を提供できること。

②法令等に関する条件

1. 法令等に等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可の登録を受けていること。
2. 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
3. 保健所での手続きが必要な飲食物販売の出展者については、前項の規定に加え、次の条件を満たすこと。
 - 1) 食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設の営業を受けていること。
 - 2) 過去1年間、食中毒の事故歴がないこと。
 - 3) 食品(生産物)賠償責任保険等に加入していること。
 - 4) 食品衛生関係法令等の基準に従い、陳列保管または冷蔵設備があり、容器包装等により汚染防止の措置を講じること。
4. 露店において取り扱うことのできない商品(牛乳、乳飲料、クリーム等)を販売しないこと。
5. 加工品等の販売については営業許可を得た施設において製造し、適正な表示をすること。

③その他条件

1. 天候や天災によりイベントが中止になった場合の売り上げの補償はできません。
2. 売れ残りに対する売り上げの補償はできません。
3. ブースのPRに対する写真素材等の提供をお願いいたします。
4. ブースの運営に要する費用、必要な物品の準備はすべて出展者の負担をお願いいたします。

※やむを得ない理由がある場合は、地域活性化委員会との協議のうえ決定する。

5. ブースでの盗難やブース運営における事故等については一切責任を負いかねますのでご了承ください。

四 取扱品目に関する注意事項

1. 現場調理品

ブースにおいて調理する食品はあらかじめ営業許可施設において、カット等の下処理されたものを提供直前に加熱処理を行うものであること。

2. 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの。

3. その他

- 1) 野菜・果物等の農産物を調理加工せずにそのまま販売する場合、現地での許可は不要。
- 2) 許可のある固定店舗(施設)で許可業者が製造し、包装・表示された菓子・パン・弁当・惣菜を会場で販売する場合は現地での許可は不要。

五 出展者の選考について

1. 地域で生産され、主に地域で消費されている食品、物品、サービス等の商品であること。
2. 三泗地区在住または三泗地区で飲食店を営む方、事業所がある方。

六 運営上の注意点について

1. 販売物、什器、金銭等の管理は販売者が行うものとする。(地域活性化委員会では盗難等の責任は負いかねます。)
2. 出展場所については地域活性化委員会が決定した場所とする。
3. ブースにおいて下記の事柄が発生した場合は、ブース責任者は直ちに地域活性化委員会に連絡するとともに、その指示に従い、処理するものとする。
 - 1) 火災及び盗難が発生したとき
 - 2) 食中毒が発生したとき
 - 3) 不審者もしくは不審物を発見したとき
 - 4) その他事故が発生したとき
4. 地域活性化委員会は、出展者が下記のいずれかに該当するときは、出展許可を取り消すことができる。
 - 1) 関係法令及び要綱に定める条件に違反したとき
 - 2) 地域活性化委員会の指示に従わないとき
 - 3) 出展者は例会終了後、速やかに出展に要した物品等を搬出し、原状回復し、地域活性化委員会の検査を受けるものとする。
 - 4) 出展者及びその従業員は会場の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。
 - 5) 天候や天災による中止の判断については、別途定める要件に照らして行うものとする。
 - 6) 主催者側での昼食・夕食の用意はいたしません。
 - 7) この要綱に定めるもののほかブースの設置運営に関し必要な事項は、別に定める。

七 禁止事項

出展者及びその従業員は下記の行為をしてはならない。

- 1) 出展者の権利を第三者に譲渡または転貸する行為、もしくは管理運営を委託すること。
- 2) 指定された場所以外で立ち売り、呼び込み販売をすること。
- 3) 指定された目的や指定場所以外で火気を使用すること。
- 4) 危険物を販売すること。
- 5) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

八 遵守事項

出展者及びその従業員は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 食品関係法令等の許可書を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- 2) 販売品には関係法令等の定めるところにより適正な表示と販売価格を明示すること。
- 3) 売店及びその周辺の清掃は出展者の責任のもとに行い、ごみ箱等を備え、発生したごみは定められた場所で処分し、常に環境美化に努めること。
- 4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体として行うこと。
- 5) 販売品、什器、金銭等については出展者が責任を持って管理すること。
- 6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、例会運営に支障をきたさないよう、地域活性化委員会が定める時間内に完了させること。
- 7) 服装は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用すること。
- 8) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。
- 9) 食品衛生関係法令等の規定を順守するとともに、保健所の食品衛生監督員の指導に従うこと。
- 10) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、地域活性化委員会及びブース監督員の指示に従うこと。